

## 福祉文化事業

学校保健安全法で設置者の実施が義務付けられている教職員健康診断（生活習慣病健診）を積極的に支援。  
厚生・文化事業を実施、現職組合員及びその家族の福利増進を図ります。

- 保健事業**  
 法定外の検査について補助  
 生活習慣病健診 クレアチニン・ヘモグロビン A1c・前立腺特異抗原検査、便潜血反応検査  
 女性組合員に係る健康管理のため、独自に健康診断を実施  
 乳がん検診 39歳以上の奇数年齢（隔年おきに受診）  
 子宮がん検診 教職員互助組合員及び39歳以下の被扶養配偶者  
 骨粗しょう症検査 40、45、50、55歳の女性組合員
- 厚生事業**  
 夏季講座 志賀高原を拠点に3泊4日で開催  
 冬季講座 志賀高原にて3泊4日でスキー及びスノーボード講習会を開催
- 文化事業**  
 歌舞伎鑑賞 国立劇場にて実施（日帰り）  
 正倉院展 講師を招き夜間講座及びオブジェ・ナラツアーズを開催（1泊2日）
- 永年勤続者慰労事業**  
 永年勤続者（現職組合員）に「永年勤続者慰労記念品」を贈り、その労をねぎらう。  
 対象：4月1日現在に現職組合員で、年度内に満50歳に達する在会10年以上の者
- 広報事業**  
 互助新聞 毎月1日に発行 組合員に1部、発行します。  
 ホームページ 事業の紹介をはじめ、各種請求書（申込書）をダウンロードできます。



## 公益事業

児童・生徒に文化的行事に接する機会を提供すると共に、不特定多数（地域住民）を対象とした地域文化の振興発展に寄与する。

- 舞台芸術公演**  
 不特定多数を対象に舞台芸術公演を開催。  
 （県内を東部地区・中部地区・西部地区で巡回、年1回）
- 学校巡回公演**  
 スクールコンサート等を学校等で開催。  
 （県内を東部地区・中部地区・西部地区で巡回）



## 相談事業

相談センターを開設、無料で電話相談が受けられます。専門的な相談については、弁護士等の専門家を紹介。

- 相談センター**  
 フリーダイヤル 0120-034-054  
 受付時間 月～金曜日（祝日休み）午後1時～午後5時30分
- 法律相談**  
 県内に3人の弁護士を委嘱しています。
- 税務相談**  
 県内に29人の税理士を委嘱しています。
- メンタルヘルス相談**  
 県内に8人の臨床心理士を委嘱しています。
- 相続関係相談**  
 相続、遺産整理に関する相談
- 結婚相談**  
 県内に14人の結婚相談委員を委嘱しています。



## 一般財団法人静岡県教職員互助組合

### 事業のご案内

**健康支援**  
 保健事業 (P4)

**生きがい支援**  
 厚生事業 (P4)  
 公益事業 (P4)

**経済支援**  
 給付事業 (P2・P3)  
 貸付事業 (P3)

写真提供：静岡県観光協会

## 互助組合とは

相互扶助を基盤とし、生活の安定と福利の増進を図ることを目的としています。

相互扶助を基盤とした教職員及び教育関係者の生活の安定と福利の増進を図ることを目的として昭和28年10月に設立。静岡県教職員の共済制度に関する条例により設置されています。また、生涯福祉の理念による退職後の生活の安定と生きがいづくりを目的とした「退職互助部」があります。現職組合員が退職組合員（退職された教職員）の退職後のくらしの一部を支援して「経済支援」「生きがい支援」「健康支援」を中心に事業を実施しています。

## 組合員

現職組合員は約30,000名、退職組合員は約31,000名で構成

現職組合員として県内の公立学校、私立学校、国立学校、教育事業団体の教職員が約30,000名。退職組合員として退職された教職員（希望により継続加入）とその配偶者が約31,000名。合計61,000名超の組合員で構成されています。

## 事務局

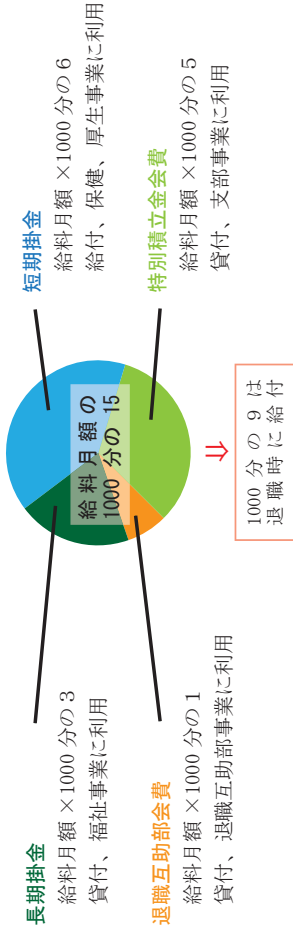
県事務局（静岡市葵区）をはじめとし、県下に16支部を設置しています。

県事務局 総務係・組合員係・生涯福祉係  
 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番12号 電話 054-254-3626 / FAX054-254-3594  
 ホームページ <http://gojomaru.com/>

支部事務局 賀茂支部・田方支部・東豆支部・三島支部・駿東支部・沼津支部・富士支部  
 清庵支部・静岡支部・志太支部・榛原支部・小笠支部・磐城支部・浜松支部  
 湖西支部・高校支部

## 掛金 (会費)

給料月額額の1000分の15を掛金(会費)として毎月、納めていただきます。  
納入方法は、給与控除となります。



### ● 社会保険料として控除

年末調整の際に、その年に「長期掛金+短期掛金」の15%が社会保険料として控除されます。

### ● 退職組合員を支援

相互扶助として、退職互助部会費(1000分の1)が退職組合員の支援に利用されます。

### ● 退職時に給付

加入時から退職までにお預かりした掛金(会費)を退職慰労金給付金(長期掛金)、特別積立金退会金、退職互助部退会金として1000分の9が給付されます。

## 給付事業

### 療養費給付

現職組合員及び現職組合員の被扶養者が保険適用の療養を受けたとき、療養費(被扶養者は家族療養費)が給付されます。給付は請求方式です。  
療養費請求書に領収書の写しを添付のうえ請求してください。給付額が計算(決定)され、所属所経由で現職組合員に給付されます。



(例) A病院で1か月に保険適用療養費として窓口で18,500円支払った場合

- ・ 互助組合からの給付額の計算方法  
(18,500円 - 3,000円) × 0.95 = 14,725円 → 14,700円(100円未満切捨て)
- ・ 最終の自己負担額  
18,500円 - 14,700円 = 3,800円

## 給付事業

下記の給付は請求方式となり、請求書は互助組合HPからダウンロードできます。給付金等の受給権は事由発生から1年間請求しないとき消滅します。

給付種別	給付事由	給付額
結婚祝金	組合員が結婚したとき	2万円
出産手当金	組合員又はその配偶者が出産(死産、流産)したとき	2万円
死亡弔慰金	組合員が死亡したとき	20万円
退職互助部弔慰金	組合員の配偶者が死亡したとき	3万円
配偶者弔慰金	組合員の配偶者が死亡したとき	10万円
障害見舞金	組合員が疾病又は負傷により身体に障害を受けたとき	5～20万円
災害見舞金	組合員が水震火災等により災害を受けたとき	3～30万円
退職互助部災害見舞金	組合員、組合員の被扶養者が寝たきり等で介護を必要とし自宅で療養しているとき	1～3万円
在宅療養見舞金	組合員が傷病休職により減給休職となったとき	月額2万円
傷病見舞金	組合員が傷病休職により無給休職となったとき	月額2万円及び弔慰金相当額を付加



## 貸付事業

互助組合加入1か月後から、貸付限度額の範囲内で貸付を利用することができます。

貸付種別	貸付事由	貸付額	返済回数
生活資金	臨時に資金が必要なおとき	200万円	120回以内
生活災害資金	災害を受けて資金が必要なおとき	200万円	120回以内
生活福祉資金	介護、看護費用、医療費、出産費用及び葬儀費用等が必要なおとき	200万円	120回以内
オートローン	自動車、オートバイ、自転車の購入資金が必要なおとき	300万円	120回以内
購入資金	物産を購入する資金が必要なおとき	計200万円	60回以内
奨学資金	組合員及び組合員の子、兄弟、姉妹の学校に在学中の学費資金が必要なおとき 送金額 大学(月割)2～10万円 高校(月割)1～5万円	300万円	240回以内
教育資金	組合員及び組合員の子、兄弟、姉妹の学校に入学及び在学中の資金が必要なおとき	300万円	240回以内
結婚資金	組合員及び組合員の子の結婚のための資金が必要なおとき	200万円	120回以内
住宅資金	組合員が居住する住宅の建築・購入・改築及び宅地の購入、金融機関等で借入れた住宅ローンから互助組合住宅資金への借換えのための資金が必要なおとき	3,000万円	360回以内

### ● 貸付利率(変動)

一般貸付(住宅資金以外) 年利1.80%(変動) / 住宅資金 年利1.00%(変動)

### ● 申込書は郵送で可

借用申込書を互助組合HPからダウンロードして作成、必要な書類を添付のうえ、所属所経由で送付してください。

### ● 返済は給与控除

返済は、貸付月の翌月から給与控除となります。

(ご注意ください) ①加入年数により貸付限度額があります。②貸付基準があります。③退職(組合員資格喪失)時には、全額清算していただきます。

